



鳥取県公報

令和7年4月11日（金）
第9685号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結（210）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（211）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 2
	手数料の徴収事務の委託（212）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（5件）（213～217）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 3
	手数料の徴収事務の委託（218）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・ 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （219）（水産振興課）・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就任（220）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の実施（2件）（221・222）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の終了（6件）（223～228）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（229）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 6
	指定納付受託者の指定（230）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 病院局告 示	医療費の収納事務の委託（3）（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取湖陵高等学校）・・・・・・・・・・ 7
	総合評価一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 広島県広島市西区高須台三丁目2-13
氏名 戸野 克則
- 2 契約期間の始期 令和7年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第211号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査
- 2 調査の目的
少子化・子育て支援施策に対する要望や子育てに対する意識等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲
 - ア 鳥取県県政参画電子アンケート会員に登録している者（満16歳（令和7年度末日までに満16歳に達する者を含む。）以上で鳥取県内に在住又は通勤若しくは通学している者のうち、インターネットの利用が可能で日本語で電子メールのやり取りが可能な者（常勤の鳥取県職員及び鳥取県議会議員を除く。）に限る。）
 - イ 鳥取県子育て応援パスポートの交付を受けている妊婦及び18歳未満の子を持つ保護者のうち鳥取県子育て応援パスポートメールマガジンを受信している者
 - ウ えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）会員（20歳以上の結婚をしていない男女のうち、県内に在住する者、県内に通勤する者及び鳥取県への移住を希望する者であって、とっとり出会いサポートセンターの会員であるもの）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 婚姻に関する実態及び意識
 - イ 婚姻環境に関する実態及び意識
 - ウ 子育てへの関心及び意向
 - エ 子育ての環境に関する実態及び意識
 - オ 不妊治療に関する実態
 - カ 行政への要望

(2) 基準となる期日

令和7年5月中旬から同年6月上旬までのうち報告者が回答した日

5 報告を求める者

3(2)に掲げる者

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県が電子メールで報告者に調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページのとっとり電子申請サービスのアンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う方法による。

7 報告を求める期間

令和7年5月中旬から同年6月上旬まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付申請に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会	鳥取市川端二丁目125	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	鳥取市富安一丁目113 エスエスビル3階	〃	〃	〃

鳥取県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を令和7年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を令和7年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を令和7年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を令和7年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を令和7年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第218号

地方自治法（昭和22年法第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
大山乳業農業協同組合	東伯郡琴浦町保37-1	令和6年5月30日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第219号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中山加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第220号

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、土地改良法等の一部を改正する法律による改正後の土地改良法第18条第19項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

就任した役員の氏名及び住所

理 事 川 口 耕 司 岩美町大字荒金415

令和7年3月19日就任 任期 令和10年3月31日まで

鳥取県告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合

事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業期間 令和6年8月7日から令和7年2月14日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町貴住

鳥取県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月4日から令和7年4月25日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町及び日野町

鳥取県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市博労町三丁目
- 3 終了年月日 令和7年3月14日

鳥取県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡南部町浅井
- 3 終了年月日 令和7年3月19日

鳥取県告示第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）

- 2 作業地域 鳥取市祢宜谷及び本高並びに西伯郡大山町下甲
- 3 終了年月日 令和7年3月19日

鳥取県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町萩原
- 3 終了年月日 令和7年3月21日

鳥取県告示第227号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市中島及び車尾
- 3 終了年月日 令和7年3月21日

鳥取県告示第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、北栄町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 東伯郡北栄町米里
- 3 終了年月日 令和7年3月25日

鳥取県告示第229号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和7年2月12日 鳥取県指令第202400274780号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市彦名町29-1
吉田 直幸

鳥取県告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定年月日
令和7年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
コンビニエンスストア等を利用して納付する地方税その他の収入

病 院 局 告 示**鳥取県病院局告示第3号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立中央病院オンライン診療に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月11日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社カラダメ ディカ	東京都新宿区西新 宿三丁目20-2	令和7年2月19日	令和7年4月1日	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 山 本 美 和

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量
鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室I及び情報科学実習室パソコン等貸借一式
 - (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
 - ア 借入期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
 - イ 契約期間
契約締結日から令和12年10月31日
 - (4) 納入期限

令和7年9月30日

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

契約に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札説明書に示す方法にしたがって計算した(2)の借入物品に係る(3)の契約期間中の賃借料（保守料等を含む。）の総額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月11日（金）から同月30日（水）までの間にインターネットの鳥取県立鳥取湖陵高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月11日（金）から同月30日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月23日（金）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（木）午後4時45分までとする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250
鳥取県立鳥取湖陵高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札者は、入札書に件名及び数量、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月30日（水）正午までに持参又は郵送により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
本件調達公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) April 30, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 23, 2025 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders
(May 22, 2025 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250
Koyamacho Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0250

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
初動捜査支援システム賃貸借及び保守業務 一式
ア 借入物品 初動捜査支援システム用機器 一式
イ 購入物品 ソフトウェア 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札及び企画提案説明書（以下「入札説明書」という。）による。
- (3) 業務期間
ア 契約期間
契約締結日から令和15年3月31日まで
イ 借入物品及び購入物品の納入期限
契約締結日から令和8年3月31日まで
ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間
令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（84月間）
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、次に掲げる費用の合計額を(3)のウの期間(84月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(ア) 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

(イ) (1)のアの物品に係る(3)のウの期間における賃貸借料(賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

(ウ) (1)のイの物品の導入及び設定に要する費用

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者若しくは共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条の規定による参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和6年鳥取県公示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 電気通信機器類の電気通信機器

(イ) 機械等(建物等以外)保守点検の設備(建物等以外)保守点検

(ウ) その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年4月17日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る(2)の第三者賃貸方式により入札に参加又は(3)の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器及び機械等(建物等以外)保守点検の設備(建物等以外)保守点検に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加し

ようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

(3) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1者以上の者が登録されていること。

(ア) 電気通信機器類の電気通信機器

(イ) 機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検

(ウ) その他の賃借のその他

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月17日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の契約不適合責任

(サ) その他必要な事項

カ 各構成員が、本件入札に係る(1)の単独企業又は(2)の第三者賃貸方式により入札に参加するものでないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、令和7年4月11日(金)から同年5月2日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年5月23日(金)午後2時

イ 提出場所

(1)に同じ。

なお、郵送等による受領期限は、同日正午までとする。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和7年5月23日(金)午後2時

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出したとして無効とする。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加表明書その他必要な書類を、4の(1)の場所に、令和7年5月2日(金)午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) この入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書等提出物(以下「企画提案書等」という。)を入札書とともに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に84を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 最優秀提案者の選定及び落札者の決定方法等

(1) 最優秀提案者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査委員会を設けて行う企画提案書の評価及

び入札価格の総合評価により行う。

- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

なお、入札者が1者のみの場合は、性能点が満点に対し過半数以上で、かつ、予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を落札者として選定する。

- (3) 性能点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
(4) 最優秀提案者を選定したときは、その結果を全ての企画提案者に通知する。
(5) 通知の内容は、審査委員会で必要と認める事項とする。
(6) 審査結果の公表については、審査委員会の決定に基づいて行う。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札費用の負担

この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 書類の取扱い

企画提案者から提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの入札以外の用途には使用しないこととする。

- (5) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、企画提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書等に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書等に係る著作権の一切の対価を支払わないものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:Tottori Prefectural Police initial investigation support system : 1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 2, May, 2025

- (3) Time-limit for the submission of tenders : 2:00 PM, 23, May, 2025

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : Noon, 23, May, 2025

- (4) Please contact:Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110